

令和6年度 第4回 介護保険運営協議会議事録

開催日時 令和7年3月14日（金）午後2時00分から午後4時10分まで

開催場所 横須賀市役所 消防局庁舎4階 災害対策本部室

出席者

【委員】橋本委員長、大島副委員長、今津委員、岩澤委員、笥委員、
白井委員、玉井委員、星名委員、三浦委員、安田委員

（欠席） 秋澤委員、五十嵐委員、工藤委員、武尾委員、仲委員

【事務局】介護保険課：茂木課長、北川課長補佐、石川課長補佐、塩谷係長、本松係長、
安藤係長、桂係長、大野主任、川口主任、青井主任、山崎
福祉総務課：清水課長、清家係長、小松原
地域福祉課：中島課長
指導監査課：森課長、佐藤課長補佐、澤村主任
福祉施設課：青木課長、関川主査、高木
健康増進課：川田課長、田木

【傍聴者】1名

1 開 会

事務局（介護保険課長）の司会で開会した。

2 議 題

（1）介護保険運営状況について【報告事項】

事務局から資料1に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委員 1ページの4、要介護認定申請件数に記載されている区分変更、更新とはどのような意味か。

事務局 要介護認定申請件数のうち、区分変更申請は、現在認定されている介護度より状態が良くなったり悪くなったりして変化があった場合、適切な介護度に改めるための申請である。更新申請は、現在認定されている要介護度の有効期限が切れる前に、延長するための申請である。

委員 7ページの10、保険料収納状況に記載されている滞納繰越分について、滞納には時効はあるのか。

事務局 滞納に時効はある。2年である。

委員 資料の表に出ている未収納額は、2年以内の未収金という認識であっているか。

事務局 そのとおりである。

委員 未収額が令和6年1月末で14億6,900万円、令和7年1月末で16億500万円というのはかなり大きな金額に思うが事実か。

事務局 正しい数字である。この数字が大きくなっているのは、年度内に入ってくる予定額から算出しており、かつ1月末現在の数字であることに起因している。残り2か月分の収入がまだ入ってきていないため、この時点では大きな額となっているが、年度の決算では、この金額も少なくなっていくと認識している。

委員 未収額はどのような方法で収納してもらうのか。

事務局 督促状を送付する。長期未納の方や高額未納の方は、電話や訪問をして納付していただくよう働きかけている。

委員 強制的な徴収はしないのか。未収額9,700万円は大きい数字だと思うが、外部委託をしてでも徴収すべきではないか。

事務局 法律により税金同様に徴収する権限があり、処分をかけることも認められているため、差押えも行っている。しかし、滞納される方はそもそも差押えするもの自体がないこともあるため、預貯金調査を行ってから適宜実施する。困難な案件は納税課といった債権取り立てに関する部署と協力体制を組んで対応している。

(2) 地域密着型サービスについて

【意見聴取事項（事前）】

公募に基づく地域密着型サービス事業者の選定について

事務局から【資料2】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委員 2ページの3、審査結果(1)のアールウィズ株式会社について、事業所で看護師を雇用して訪問看護を行うわけではない、という認識であっているか。

事務局 訪問看護については、訪問看護ステーションと連携して行う予定とのことである。

委員長 この両事業者は、他の事業所などの過去の実績はあるのか。

事務局 両者とも実績はある。アールウィズ株式会社は、訪問介護を行ってきたが、今までできなかった夜間も対応したいと思い、今回定期巡回・随時対応型訪問介護看護に応募したとのことである。株式会社日本アメニティライフ

協会は、事業拡大を希望していたところ、ビルの1階が空いたため、増床して利用者受け入れ可能数を増やそうと思い、応募したとのことである。

【報告事項】

①地域密着型サービス事業者の指定更新について

②地域密着型サービス事業者の指定更新のための同意について

③地域密着型サービス事業の廃止について

事務局から【資料3-1】【資料3-2】【資料3-3】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委員　　これまで、横須賀市外の人が市内の施設を利用していたが、それがなくなったために廃止をするという書類は多く見た記憶があるが、この②の指定更新のための同意については初めて見た。この案件のように、横須賀市の人が市外施設を利用する場合にも、その市に対して同意の書面を交わすのか。
- 事務局　委員の推察のとおりである。今回は三浦市長が横須賀市長に同意を求めてきたケースであるが、逆に横須賀市の被保険者が三浦市の地域密着型サービス事業所を利用する場合は、横須賀市長が三浦市長に同意を求め、同意を得た後に、横須賀市が三浦市にある事業所を指定するというケースも件数は多くないが存在する。
- 委員　　この流れは、必ず行わなければならない仕組みなのか。
- 事務局　そのとおりである。地域密着型サービス事業所の指定は、基本的に、事業所所在地の保険者が行うこととなっている。しかし、今回のように被保険者が、事情により異なる保険者の地域密着型サービス事業所を利用せざるを得ない場合、保険者はその相手先の首長の同意のうえで指定しなければならない、と法令上規定されている。
- 委員　　今まで、市外の利用者はすでにいなくなっていたが、廃止が遅れてしまったという書類をよく目にしたが、このように保険者間で同意まで必要となると、手続きがとても煩雑に感じた。同意に関する手続きで、市は利用状況の把握はできていると思うので、廃止の手続きまでする必要はないのではないか。
- 事務局　市が行った指定という行為に対し、事業者側はその指定がなくなった場合、市に対して事業所から廃止届を提出していただく必要があると考えている。
- 委員　　様々な会議で、介護事業者の書類仕事の削減を目指す流れがあるため、横

須賀市だけで実現できることではないと思うが、可能であれば業務のスリム化を進めてほしい。

副委員長 資料３－３の表中に、指定年月日の情報も記載してほしい。資料２を見ると、補助金額が相当あると感じた。補助金を受け取って指定された場合に、指定から廃止までの期間が短いかどうか把握するためにも情報として入れてほしい。

事務局 承知した。次回の廃止の資料から記載する。

（３）地域包括支援センターについて

【承認事項】

地域包括支援センターにおける介護予防支援等業務の委託について

事務局から【資料４】に基づき説明を行い、以下の質疑のうえ承認された。

委員 資料の令和６年度追加委託した事業所一覧の表について、事業所と●が付いている地域包括支援センターの関係はどういうものなのか。

事務局 この表は、要支援認定者が住民票の手続きをせずに転出した場合、住民票上の保険者となる横須賀市の地域包括支援センターが、転出先の事業所に対して委託をする、ということを表している。

委員 委託先の事業所は、市内、市外、県外とあるようだが、市外・県外の場合は何か事情があってこういう形をとっているということか。

事務局 そのとおりである。県外に関しては住民票を動かしていない方がほとんどと思われる。市外のうち近隣市の場合、隣接地区に居住していることで越境してのサービス利用も考えられる。

委員 資料には、１つの地域包括支援センターに対して複数の事業所が委託先の対象になっているようだが、市民が相談しようと思ったとき、どこに行けばよいのか。

事務局 総合相談窓口でもある地域包括支援センターが、最初の相談先になる。委託については、地域包括支援センターの全ての利用者に対するものではなく、一部の利用者に対するものである。

委員 基本的な話になるが、承認事項の議題とのことだが、承認すべき事項が不明瞭である。資料に記載されている事業所について、適しているか否かを承認するという認識でよいのか。

事務局 そのとおりである。市が定めた要件を満たしている事業所を記載しているが、その事業所が適しているかご判断いただきたい。

委員 この資料のみでは、適正かどうかの判断はできないと思う。４月時点で委

託契約しない事業所があれば、この資料の●には該当しなくなるのではないか。また、年度途中にこの承認を受けていない事業所が担当する可能性もある。何が言いたいかというと、こういった作業が形骸化しているように感じる。介護保険運営協議会を通さなければならない点は理解できるが、無駄ではないかと思う。

事務局 介護保険の基準上この承認は省略できないが、委員のご意見ももっともであると思う。少し検討する。

委員 県外にいる要支援認定者の予防ケアプランがある場合、横須賀市の地域包括支援センターは、生活の見守りやフォローをしているのか。

事務局 横須賀市の地域包括支援センター職員が、個々に県外まで行って業務することは出来ないため、委託という扱いになっている。県外の事業所が、ケアプラン作成、モニタリングの実施、サービスの調整のすべてを行っている。

委員 地域包括支援センターには指導・支援の役割もあるが、現状が全く分からないままとすると、県外の場合はどうなるのか気になった。ただ、規定上は満たしており、把握するに留まるということか。

事務局 そのとおりである。制度上、どうしてもこういう形をとらざるを得ない。ただ、地域包括支援センターも、できる範囲での対応をしており、ケアプランや利用者の基本情報は事前に受け取って承認をしていると認識している。

(4) 神奈川県による指定市町村事務受託法人の指定について

【報告事項】

事務局から【資料5】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委員 委託料が1件8,800円となっているが、居宅介護支援事業所の委託料は4,400円程である。施設のケアマネジャーの委託料はもっと低かったと思うが、この差異は何なのか。

事務局 今回の委託料の設定については、指定事務受託法人であるかながわ福祉サービス振興会と同額とした。

委員 居宅介護支援事業所と委託法人における認定調査の委託料の差異は何なのか知りたい。ケアマネジャーが認定調査に行くのと、この法人の職員が認定調査に行くのに、金額が倍ぐらい違うのはなぜなのか。

事務局 法人には、新規申請・変更申請・更新申請すべて依頼しており、横須賀市が行けない場所についてもお願いしている。

- 委員 同じ認定調査を行うのに、なぜ1件あたりの費用が違うのか理解できない。精度や移動距離に大幅な違いがあるとも思えない。なぜこんなに差がついているのか理由を知りたい。
- 事務局 居宅介護支援事業所には更新と区分変更のみ委託し、指定事務受託法人には新規の調査を委託している点が、調査内容の差異と考えている。直営でできないところを調査していただいていることの料金設定である。
- 委員 説明としては理解したが、新規でも更新でも調査内容は変わらないと思う。今後、居宅介護支援事業所は要望を出していくことになるだろう。ケアマネジャーは減少していく見込みのため、様々な点から話合いの俎上にあげ、評価をしてほしい。
- 事務局 介護保険制度が平成12年から始まり、長い年月が経った。今回説明した中で、現在に至るまでの経緯や根拠、近隣他都市の状況も含め、受託法人が受けるにはこの金額でないとできないのかといった点を整理したうえで改めて話す機会を設けたいと思う。
- 委員 その機会はいつにするのか、スケジュールを明確にしてほしい。
- 事務局 次回の介護保険運営協議会は6月を予定しているので、その際に説明する。

（５）介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の進捗状況について

【報告事項】

事務局から【資料6】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委員 1ページから3ページまでの新たな総合事業について、2点質問がある。
1点目は移動支援とあるが、これは、家から車に乗せて店舗まで行き、買い物と一緒にして帰宅する、一般的な移動支援ではないということか。
2点目は2ページ（6）要件について、立地条件による制約があるのか。
- 事務局 1点目の移動支援については、一般的な移動支援よりも広く捉え、自力で歩けるようにすることも含まれている。自宅から駅やバス停までの移動も、移動支援の1つとした。
2点目の要件については、特に制約はない。行きたい場所があるけれど行けない人の支援、その場所に行きたいという意味があることを1番に考えている。
- 委員 総合事業の訪問型の種別に訪問型サービスDとして移動支援サービスがあ

ったと思うが、訪問型サービスCとして実施するのは紛らわしいのではないか。従来のサービスとの違いを明確に教えてほしい。

事務局 明確な違いの1つ目は実施期間である。実施期間を制度的に区切ることで、ケアマネジャーも説明しやすい点がメリットだと考えている。2つ目は目的がはっきりしていることである。従来のサービスでは行きたい場所まで行かなくてもよい運用になっているのに対し、本当に行けるようする、という点が違いとしてある。3つ目は生活支援コーディネーターとの連携がある点である。将来的に、医療機関の専門職が参入できる素地がある点が異なると考えている。

委員 モデル事業からということだが、正式な総合事業には結び付けない、給付の発生しない事業ということか。

事務局 介護報酬の委託料は発生している。これは総合事業としての支出であり、モデル事業から支払いは始めており、国保連を通さず支払っている。

委員 訪問看護とリハビリについては、要支援者、要介護者問わず基本的な考え方は同じであると認識している。ただ、要支援者へのリハビリとしては長いと感じた。また、訪問看護に関しては、転倒リスクといった様々なリスクがあるため、指示書に基づいて行っているが、そういった点についての記載がない。そのあたりのフォローはどうなっているのか。

事務局 既存のサービスと異なるため、指示書は不要とした。事前に事業者に聴取して策案したが、実際のリハビリサービスにおいて、指示書はそこまで活用されていないとのことだった。もちろん、すべてがそうであるわけではないとも認識しており、リスクの高い方に対してこのサービスは適さないと考えている。指示書を待つとサービス提供が遅くなるデメリットもある。

委員 階段や坂を上るのに、要支援者のリスクがないのであれば、必要があるのか、という疑問がある。階段や坂を上りにくい人には、リハビリテーション専門職のアセスメントがあつてのことだと思う。指示書に対して、時間がかかるデメリットや、必要性への疑問もつ事業所があることも承知しているが、リハビリが必要なその人のため、という根本的な考え方が崩れるのではないか。慎重に行った方がいいのではないかという印象をもった。

事務局 委員の意見ももつともだと思う。既存の訪問介護予防サービスが不要というわけではない。ただ先程説明した、少しの距離に対する移動支援を必要としている人がいると考えており、スピーディーにできるという大きなメリットがある。リスクをクリアできる対象者を探すのは難しいかもしれないが、まずモデル事業を実施し、今後、見直し検討していく。

委員 リハビリテーションという言葉を使うには、医療行為の1つのため、1度確認した方がいいのではと思う。

事務局 承知した。

3 情報提供

(1) 要介護・要支援認定業務の一部外部委託について

事務局から【資料7】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委員 申請受付は今までどおり市が行うが、委託された事業者の職員が市役所にいるということか。
- 事務局 委託先の事業者の職員を現在の市役所内の認定係受付に配置し、申請受付とその他業務を委託するイメージである。
- 委員 申請場所や受付場所が市役所以外の場所になるわけではない、ということか。
- 事務局 そのとおりである。
- 委員 懸命に業務にあたっていることは理解しているが、高齢者が増加し介護認定申請者も増加傾向にある。無駄を見直そうとする中で、人員増強や外部委託といった対応で費用がかさむ可能性もあると思うので、いい方向へ改善されることを期待している。
- 事務局 基本的な考え方として、窓口などの定型的かつ反復的な業務を外務委託することで、市職員の業務負担を減らし、それに伴い捻出された余力を職員が判断すべき相談業務などに専念できる体制を構築する意図があることを申し添える。
- 委員長 契約内容や契約期間といったことについて、介護保険運営協議会で議題もしくは情報提供があるのか。
- 事務局 総合的な観点で専門性の高い業務となるため、事業者は、価格のみの選定ではなく、総合的に判断できる公募型のプロポーザル方式で選定する予定である。契約内容や契約期間は、介護保険運営協議会において、報告予定である。

(2) 令和7年度予算の概要について

事務局から【資料8】に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

- 委員 資料8の1ページに記載されている介護サービス等諸費は、資料1の2ページの6介護サービス費(1)給付費に該当すると思うが、令和6年度予算合計欄と若干ずれているのはなぜか。
- 事務局 介護サービス等諸費については、国民健康保険団体連合会を經由して支払

いを行うため、その際に発生する審査支払手数料を予算に計上している。
その額の方だけ金額がずれている。

委員 令和7年度予算の概要だと収入が約412億円だが、資料1の7ページの収
納額において、令和7年1月末現在で75億円という記載がある。これは予
算のどこに含まれているのか。

事務局 介護保険料収入の第1号被保険者分である。

委員 令和7年度はこの予算で足りるのか。

事務局 足りる見込みである。一番大きい支出額である介護サービス等諸費は、要
介護認定を受けた方への給付費であるが、予算執行率が100%を超える見
込みは現時点では立っていないため、予算は枠内で収まるものと考えてい
る。

委員 現在、介護保険料は40歳以上から徴収しているが、保険料を上げることや、
40歳以下を対象にするようなことは考えていないのか。

事務局 今問われているのは、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料に関す
るものか。

委員 そのとおりである。

事務局 被保険者の年齢設定に関しては、国の制度設計となるため市ではお答えで
きない。また、65歳以上の第1号被保険者の保険料については、市が保険
者として決定するが、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料につい
ては、各人が加入している医療保険者が保険料を決定している。

そのため、介護保険課でお答えする立場にないが、各医療保険者において
は、医療保険分と併せて介護保険分を徴収するため、これらに必要な額か
ら保険料額の設定がなされているものと承知している。

委員 資料8の令和7年度の予算概要について、令和6年度の介護保険料収入第
1号被保険者分の約90億8,200万円と、資料1の7ページの10保険料収納
状況の令和7年1月末現在の現年度分調定額は合致するはずではないの
か。

事務局 予算額は計画値である。介護保険事業計画は6年度から3年間で組んでお
り、計画値は過去の実績に基づき算出しているため、あくまでも予定金額
となる。実際に賦課をする際は、6月1日時点での人数あるいは所得段階
に誤差が生じることにより、予算額と実際の調定額が合わない。

委員 2の主な事業（拡充したもの）について、一般会計の重層的な支援体制の
拡充のうち、市内の相談支援機関とはどのような機関なのか。

事務局 障害分野の相談支援事業所、高齢分野の地域包括支援センター、子育て分
野の相談を実施している事業所が含まれる。また、各庁内の重層的支援に
関わる部局に、どのような事業所が相談支援機関と連携が必要かを調べた

うで、対象となる相談支援機関の方々に賛同いただいて掲載することを予定している。

委員 多職種連携会議でもお願いしているところだが、医療機関や介護関連の施設など、多職種を把握するツールがほしい。職種ごとの施設検索ができるシステムも検討していただきたい。

事務局 介護情報サービスかながわと重複するかもしれないが、新たに導入するシステムに様々な社会資源を掲載することを考えている。事業所だけでなくサロン、通いの場、活動団体というところまで対象とし、市内の社会資源が誰でもインターネット上で確認できるようなシステムの構築を検討している。

委員 介護情報サービスかながわは、届け出があった情報が一覧として掲載されているのみである。私が言いたいのは、実際に稼働している事業所の情報がほしいということ。介護情報サービスかながわに掲載されているのに、連絡してみると実際には営業していなかったケースもある。そのようなシステムでは意味がない。きちんと実績のある事業者がわかるシステムが必要である。

事務局 事業者側から情報更新できるような仕組みを予定しているため、情報の更新ができる方の使用を想定している。

委員 ただの一覧では充足しているとは言えず、リアルタイム性のあるものを望んでいることを理解してほしい。

委員 主な事業（拡充したもの）のところに、重層事業連絡員とあるが、どのような業務を行うのか。

事務局 相談業務においては、障害がある方は障害福祉課、精神疾患がある方は保健所というように制度的に分かれてしまう部分があるため、複雑化・複合化した相談に対応するに当たり、各部局の市職員を重層事業連絡員に指名し、連携を強化するための業務を行う。

委員 今までその業務に従事する職員はいなかったということか。

事務局 令和7年度から新たに重層的支援体制整備事業を始めるに当たって、連絡員を指定することになったということである。

委員 資料8の1ページの表中に、前年比較とあるが、これは前年度比較と記載した方が適切かと思う。

事務局 委員の指摘のとおりであるので、次年度以降は前年度比較へ修正する。

（３）令和6年度横須賀市介護事業所アンケート調査結果について

事務局から【資料9】に基づき説明を行った。質疑はなかった。

4 その他

事務局から案件はなかった。

5 閉 会

次回開催は令和7年6月26日（木）午後2時からを予定していることを事務局（介護保険課長）から指示し、閉会した。

※この議事録は委員等の発言の要点筆記である。

以上